

仕 様 書

1. 件名

令和8年度東京と千葉県との連携によるオーストラリア市場向け招聘旅行等運營業務委託

2. 目的

東京都（以下「都」という。）はこれまで、日本各地の地域や自治体等と連携して、海外市場を対象とした観光プロモーション事業を実施してきた。本事業においては、千葉県との連携により、オーストラリア市場を対象に冬季のアフタースキー客をターゲットとした効果的なプロモーションを実施し、旅行地としての千葉県の観光の魅力に関する認知向上を図り、東京と千葉県の相互送客につなげることを目的とする。

具体的には、オーストラリア市場において影響力の強い現地メディアを招聘し、被招聘者が有するメディアを活用して、アフタースキー客に向けた千葉県ならではの自然景観や観光資源を活かしたアクティビティや、東京からのアクセスの良さを切り口とした情報発信を行う。併せて、現地手配を担う有力な専門旅行会社（以下「DMC」という。）等を招聘し、東京及び千葉県内におけるアフタースキー需要に応えるアクティビティ等を組み込んだ視察旅行（以下「ファムトリップ」という。）を実施し、旅行商品造成及び販売促進に役立てる。

これにより、東京及び千葉県の魅力を相乗的に訴求し、ターゲットの旅行者層に対して東京と千葉県への周遊を促進する。

3. 契約期間

令和8年8月10日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 対象市場

オーストラリア

6. ターゲットとする旅行者層

対象市場における訪日外国人見込み客の中でも、スキー後の観光・飲食・エンターテインメント・アクティビティ等のアフタースキーを楽しむ層を主要ターゲットとする。

7. 全体運営

（1）事業概要

ア. メディア及びDMC等のファムトリップの企画・手配・実施

イ. メディア：記事広告掲載

ウ. DMC等：商品造成・販促に向けた取組

エ. 効果測定及び報告

（2）取組姿勢

- ・オーストラリア市場における東京と千葉県に対する旅行地としての認知度、訪問意欲、旅行検討状況及び実際の来訪状況等、アフタースキー客の取り込みに関する競合地域の状況等のデータを元に、ターゲット層のニーズ等を十分に調査・分析して、効果的かつ効率的に事業を遂行すること。
- ・持続可能な観光の在り方を念頭に置いて事業実施に当たること。
- ・東京と千葉県の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見をもって事業を運営すること。
- ・本事業における発信内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。対象市場の文化、習慣、社会情勢等に十分に配慮し、現地における PR として適切であること。

(3) 体制及び運営管理

- ・本事業における具体的な作業フローを含む実施体制を明確化し、受託決定後速やかに体制図を財団に提出すること。協力先のパートナー会社を含む体制管理を徹底し、内容に変更が生じた際は、速やかに調整するとともに財団に共有すること。
- ・ファムトリップの実施や媒体運営に際して、緊急時の連絡体制図を作成し、受託決定後速やかに財団に提出すること。
- ・詳細な年間スケジュール及び各作業項目の進捗管理表を受託決定後速やかに作成の上、遅滞なく実施すること。実施内容に関する財団及び都、千葉県（以下、都と千葉県を総称し「都県」という。）の事前確認等については、余裕を持った確認期間を設定すること。
- ・業務の詳細について財団に進捗状況を綿密に報告すること。また、必要に応じて都県への説明資料の作成、情報収集、内容確認等を行うこと。

(4) 連絡調整及び報告

- ・事業実施に際して必要となる連携先及び関係先各所への確認・連絡・調整の一切を行うこと。

(5) 使用する素材等の制作・手配及び翻訳について

別紙 1 「使用する素材等の制作・手配及び翻訳について」に基づいて実施すること。

8. 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、その目的を達成するよう、以下の業務を企画し、円滑に運営・実施すること。

(1) メディア及び DMC 等のファムトリップの企画・手配・実施

ア. 被招聘者の選定

(ア) 共通条件

- ・本事業の主旨を正しく理解し、行程中の視察・取材先施設や周辺に配慮への配慮、終了後の投稿又は商品造成等の準備及び報告を含め、協力的に対応できること。
- ・財団、都県が行う広報活動において、プロフィール、顔写真、ファムトリップ中撮影した写真等の情報公開を承諾していること。
- ・旅行者目線での発信を行い、閲覧者に旅行意欲の喚起や具体的な旅行行動を促進できるような影響力・発信力を有すること。

(イ)メディア

- ① 人数：1名（別途、委託費内でカメラマンの手配も可）
- ② 被招聘者：オーストラリア市場において訴求力の高い現地メディアのライター。
ただし業務委託等のフリーランスも可とし、招聘時の国内外の居住地は問わない。
- ③ その他条件など：
 - ・ アクティビティ全般、特に千葉県における視察・取材内容の発信に適した媒体であること。
 - ・ オンライン媒体又は紙媒体のいずれでも可とするが、SNS等を含む多様なチャネルを活用し、効果的な情報発信が可能であることが望ましい。
 - ・ 観光プロモーションとして適切な媒体からのアサインメントレーターを取得することが望ましい。

(ウ)DMC等

- ① 人数：2社2名以上
- ② 被招聘者：企画・商品造成の従事者
- ③ その他条件など：

【必須条件】

- ・ 対象市場向けの訪日・訪都旅行商品の造成実績を有する、又は今後造成予定があること。
- ・ 対象市場からの訪日旅行（スキー・アクティビティツアー等）の受入実績を有する、又は今後受入予定があること。

【優先条件】

- ・ 文化体験や自然体験等、ターゲット層の志向に適したアクティビティ手配実績が豊富であること。
- ・ 日本国内にインバウンド受入に係る拠点（本社、支店、営業所、案内所等）を有すること。
- ・ 千葉県内の観光資源について理解を深め、商品造成や送客拡大に積極的に取り組む意欲を有すること。
- ・ 令和8年8月中を目途に都県から被招聘者の推薦を行う場合がある。その際は可能な範囲で検討・対応すること。

イ. 参加調整及び行程の手配運営等

別紙2「ファムトリップ実施に係る手配について」に基づき、以下の記載を踏まえて、各種手配調整を行うこと。なお、メディア及びDMC等の両行程は原則として別々に、それぞれ適した訪問スポットや行程にて実施すること。

(ア)実施時期：

視察先のアクティビティの実施時期や混雑度等を考慮し、取材・視察内容に適した時期に実施すること。（ファムトリップ自体は冬季でなくても可）

(イ)取材日程：

以下に示す日程案（参考）をふまえ、東京と千葉県を訪問する3泊4日程度とすること。特に千葉県内の移動距離を踏まえて、十分な滞在日数を確保すること。海外から招聘する場合や東京までの国内移動が生じる場合は必要に応じて、視察前後の宿泊を手配すること。

※日程案（参考）

日程	行程・訪問地	宿泊地
－	海外現地発～東京（羽田）着	東京
1 日目	都内視察（終日）	東京
2 日目	千葉県に移動、視察（終日）	千葉県
3 日目	千葉県視察（終日）	千葉県
4 日目	千葉県発（成田）～海外現地着	

（ウ）視察先について：

以下に示す要件を満たす観光スポット（イベントやアクティビティを含む）を都内 2～3 箇所、千葉県内 4～6 箇所程度選定すること。

【千葉県】

ターゲット層への訴求力が高く、千葉県ならではの観光資源を活かした視察先とすること。一例として、東京都心及び成田空港、羽田空港からのバス等のアクセスの良さを念頭に、南房総地域ではウェルネス体験、高級温泉旅館・リゾート滞在などに着目し、成田空港周辺では、歴史・文化系コンテンツを活かした提案が考えられる。

【東京】

ターゲット層への訴求が高く、千葉県の視察行程との親和性やバランスの取れた視察先を選定すること。

ウ. 被招聘者に対するアンケート

以下に記載のとおり、被招聘者に対してアンケートを実施し、回答を回収、翻訳、集計・分析して、日本語で財団に提出すること。

（ア）共通条件

- ・英語によるスマートフォン及び PC で回答可能なオンラインアンケートとすること。
ファムトリップ中にも回答が可能で、保存機能があることが望ましい。
- ・被招聘者から全ての質問項目について回答を得ること。

（イ）メディア

- ・実施時期：ファムトリップ終了時
- ・提出期限：終了時から 2 週間後（目途）
- ・内容：ファムトリップ全体及び各訪問先に関する評価やコメント等。各施設や都県が今後の PR や運営に活かすことのできる質問項目や回答・評価方法とすること。

（ウ）DMC 等

① 1 回目

- ・実施時期：ファムトリップ終了時
- ・提出期限：終了時から 2 週間後（目途）
- ・内容：ファムトリップ全体及び各訪問先に関する評価や商品化に向けたコメント等。
各施設や都県が今後の運営や PR に活かすことのできる質問項目や回答・評価方法とすること。

② 2 回目

- ・実施時期：令和9年2月頃
- ・提出期限：令和9年3月上旬（目途）
- ・内容：ファムトリップの訪問スポットを含めた旅行商品の造成（商品化済みの場合は内容。検討段階の場合、課題等）、販売状況（販売実績、予約件数）。旅行会社からの問い合わせ、旅行会社への素材提供状況等。

（２）メディア：記事広告掲載

ファムトリップをもとに、以下のとおり記事広告を掲載すること。

ア．記事の制作

- ・記事は1本以上を掲出すること。
- ・対象市場及びターゲット層の旅行トレンドや嗜好に即した記事・画像コンテンツを用いて制作すること。
- ・ファムトリップの訪問スポットは原則として全て盛り込むことが望ましい。

イ．閲覧促進施策の実施

- ・メディアが運営する SNS やメール配信による記事広告の紹介及び誘導等、複数の手法により、効果的な閲覧促進を図ること。SNS 投稿の際は財団及び都県が指定するハッシュタグやタグ付け等を活用し、効果的な発信を行うこと。また、ステルスマーケティングにならないよう対策をとること。
 - ・オンライン記事の場合、当該メディアのサイト内において閲覧されやすい場所に掲載すること。サイト内動線やユーザーのサイト内回遊傾向を踏まえて、トップページや適切なメニュー配下等、最適な位置への掲載を媒体側と交渉すること。
- 併せて、可能な範囲で記事に誘引するオンライン広告等の施策を実施することが望ましい。広告デザインは複数のパターンを制作し、一定期間掲出後、配信効果を適宜検証して高い効果が見込まれるデザインを採用する等、効率のよい広告配信を工夫すること。

（３）DMC 等：商品造成・販促に向けた取り組み

ファムトリップ実施後、DMC 等により商品造成または販促に向けた取り組みを行うことが望ましい。受託者は仕様書8（1）ウ「被招聘者に対するアンケート」により状況を把握するとともに、積極的なフォロー、必要な調整等を行うこと。

（４）効果測定及び報告

ア．ファムトリップの実施報告

被招聘者の情報、行程、手配関連及びファムトリップ実施中の様子のわかる写真、仕様書8（1）ウ「被招聘者に対するアンケート」の結果等を取りまとめて報告すること。

イ．記事広告の効果報告

仕様書8（2）「メディア：記事広告掲載」に関して適切な KPI を設定の上、以下の効果測定を行い報告すること。報告タイミングは別途決定すること。

- ・オンライン記事の場合：可能な限り詳細な閲覧者のアクセスデータ

- ・紙媒体の場合：当該記事掲載誌の発行部数
- ・閲覧促進施策に応じた実施結果
- 例）広告のインプレッション・クリック数、SNS 投稿のリーチ数・いいね数・シェア数・コメント数及び特徴的な内容・エンゲージメント数 など

9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10. 秘密の保持

受託者は、「9.第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9.第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（*1）第14に定めるところによる。

（*1）https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

12. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

13. 個人情報の保護等

- （1）「公益財団法人東京観光財団個人情報取扱要領」（*2）を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」（*3）に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり「9.第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

（*2）https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

（*3）https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取り扱う個人情報は以下を想定している。

- ア. 「8. 委託内容」で財団が受託者に提供する各連携先自治体担当者の情報（所属、氏名、連絡先等）及び、受託者が収集する取材先関係者、被招聘者等の情報（所属・役職・氏名・連絡先等）
- イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや Cookie 等）も同様に個人情報とみなす。

- （2）公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」（*4）及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（前述*1）に定められた事項を遵守すること。

(＊４) https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、「９.第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア．一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ．一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(３) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア．当財団職員を含め、本委託業務の遂行に当たる関係者の氏名/メールアドレス など

イ．他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや Cookie など）も同様に留意すること。

14. 完了報告

(１) 委託完了届

財団所定の「委託完了届」を提出すること。

(２) 報告書

ア．事業全体の報告書データ

イ．A4 版、横書きカラーで作成の上、電子データで納品すること。

ウ．制作したクリエイティブデータ

エ．上記ウ.の制作データの二次使用が可能な場合は、関連情報を整理したリスト

オ．掲出された記事広告等全てのクリッピングデータ

15. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、事業費の一部は、各自治体等から直接受託者へ支払う場合がある。その際、自治体等の担当者と直接、連絡・調整を行い、必要に応じて指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、精算処理を速やかに行うこと。

16. その他

(１) 一部但し書きのある費用を除いて、本事業に係る全ての費用を委託料に含むこととする。

(２) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(３) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。

(４) 本仕様書に定める委託内容の履行に当たっては、財団、都及び千葉県と協議し、その同意の上で進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部観光事業課 電 話：03-5579-2683
--